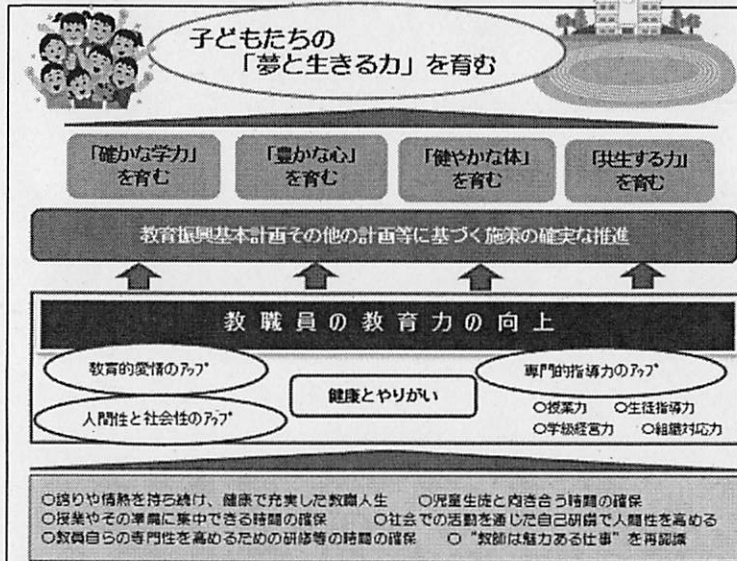


学校における働き方改革 学校における働き方改革取組方針(～H32年度)

～ 教職員が健康でいきいきと働くことができ、子ども一人ひとりと向き合う時間を確保するために ～ 滋賀県教育委員会

- 教育の質を高め、子どもたちの「夢と生きる力」を育むための働き方改革を推進
- 教職員が誇りや情熱を持ち続け、学習指導や生徒指導に集中できる環境を整備



○ 目標の設定

- ・超勤時間が月45時間超の教員の割合
小学校40%以下 中学校50%以下 県立学校15%以下
- ・年次有給休暇の1人当たり年間平均取得日数14日以上

○ 長時間勤務を改善するための基準の設定

- ・平日は午後7時までに退勤
- ・週に1日以上以上の定時退勤日の設定
- ・月当たり超勤が80時間を超えない
- ・夏季休業期間に1週間以上の集中休暇期間の設定
- ・部活動休養日の設定
中学校 週2日以上(平日1日と週休日1日)
高等学校 週1日以上と4週あたり2日以上以上の週休日
- ・部活動の活動時間の設定
中学校 平日概ね2時間以内、週休日概ね4時間以内
高等学校 平日概ね3時間以内、週休日概ね4時間以内
- ・朝練習は原則行わない

学校における働き方改革取組計画

1 学校業務の見直し・効率化や指導・運営体制の充実

- ・教育学習情報(教材データバンク)を活用した効果的、効率的な授業準備の促進〔全校種〕
- ・スクール・サポート・スタッフ配置支援事業[小・中学校]
- ・学校における業務改善事業[小・中学校]
- ・県立学校校務ネットを活用した業務の効率化促進[県立学校]
- ・総合教育センターにおける悉皆研修の精選〔全校種〕
- ・市町教育委員会等との連携による研修の精選〔小・中学校〕
- ・小学校英語専科教員の配置[小学校]
- ・調査文書や会議等に関する業務負担の軽減〔全校種〕

2 部活動における教員の負担軽減

- ・部活動指導のあり方の検討(練習時間・休養日の設定等、指導のあり方、今後の運営のあり方)〔中学・高校・特別支援学校〕
- ・部活動指導員の導入

3 専門性を持った多様な人材の活用

- ・SC、SSWの配置の推進〔全校種〕
- ・弁護士による学校サポート事業の充実[県立学校]
- ・学校事務職員の校務運営への参画促進と事務の共同実施の推進〔小・中学校〕

4 家庭や地域の力を学校に生かす取組

- ・コミュニティ・スクール設置の推進
- ・地域学校協働活動推進員設置の推進
- ・保護者や地域等の理解を促進〔全校種〕

5 教職員の勤務時間管理

- ・勤務時間管理の徹底
- ・留守番電話(メッセージ機能)の設置〔県立学校〕
- ・教職員のマネジメント能力の向上に向けた研修実施〔全校種〕
- ・イクボス宣言〔全校種〕
- ・勤務時間の弾力的運用の拡大(勤務時間の割振変更)

その他の取組

- ・年次有給休暇の取得促進(夏季休業期間における集中休暇の促進)〔全校種〕
- ・教職員の健康の保持増進(睡眠時間確保、ワーク・ライフ・バランス等)〔全校種〕

働き方に対する意識改革

- ・教職員の働き方に対する意識改革〔全校種〕

○平成30年度スケジュール○

- 通年 取組計画による施策、事業の実施
- 5月 市町教育委員会との連携会議を設置(会議は適時開催)
状況把握・分析方針の決定
- 7月・9月 働き方改革に関する研修会の開催
- 10月 取組状況の評価
小中学校(教員)における勤務時間調査月
- 11月 次年度に向けた取組の検討
1～2月 小中・県立学校における勤務時間(10月分)の把握結果のとりまとめ
年次有給休暇取得結果のとりまとめ
- 3月 次年度に向けた取組計画の見直し